第190号(2002年３月)

調査と情報

編集・発行
㈱農林中金総合研究所 基礎研究部
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
TEL.03-3243-7331
FAX.03-3246-1984
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：sugano@nochuri.co.jp

急がれる米の計画流通の再構築

いわゆる新食糧法（「主要食糧の需給および価格の安定に関する法律」）の施行後、米政策は混迷をつづけている。混迷の最大の要因は、計画外流通米の増加であり、計画流通制度の根幹をゆるがすまでにいたっている。現行の計画流通制度は、計画流通米の供給を管理することで需給の安定をはかる仕組みを基本としている。しかし、計画外流通米の増加に伴い、いわば舵を失った船のように調整機能を失い、米の需給と価格を不安定なものにしている。

計画外流通米の増加は、計画流通出荷者の需給調整に対する負担を増加させ、生産調整実施者との公平性確保が大きな課題となっている。現状では計画外流通米の経済的メリットを有効に調整する手段がなく、結局は米の需給バランスを失し、価格の暴落につながる懸念がある。生産調整をいくら強化しても、計画外流通米の増加によって、米価格の低下に歯止めがかからなくなっている。こうした状況が、需給調整のあり方、経営安定対策のあり方、備蓄運営のあり方など、米政策の抜本的見直しを必要としている背景となっている。

生産調整については、一四年度に集落や地域を単位として、生産調整の超過達成面積に対し助成金が交付される地域水田農業再編緊急対策が予算化された。米の生産数量を配分する新たな生産調整手法の導入は見送られ、生産調整の仕組みについてさらに検討されているが、計画流通米による需給調整では限界があるということに留意しなければならない。

計画流通の改善で重要な視点は公平性と実効性の確保ということである。計画流通米出荷者は、基金拠出、とも補償拠出、調整保管経費、別途処理経費、計画流通経費の拠出等の負担を強いられている。需給調整に必要な財源を公平に確保するという観点にたって実施しなければ、計画流通は自壊してしまう。

特に需給調整については、計画流通のあり方とともに政府米の備蓄やミニマムアクセス輸入米も含めて総合的に見直すことが必要である。痛みを生産者のみが負担するのでは、理解が得られるものではない。

新食糧法に基づく制度の骨格は、生産調整と備蓄の運営により全体需給の調整を行なうこと、民間流通を促進すること、流通規制を極力緩和すること、需給実勢が反映される価格を形成することにあった。しかしながら、既に米の流通量の五〇％程度に増大した計画外流通米によって、需給調整は機能を失い、流通の実態は逆に捕捉できないものとなり、いくら生産調整を行なっても価格が低下するという状況に陥ってしまった。米は、わが国農業の基幹作物であり、系統組織の求心力の源泉である。米政策は正念場を迎えており、計画流通の再構築が急がれる。（主任研究員　鴻巣　正）

今月のテーマ：米の生産・流通システム

急がれる米の計画流通の再構築…… 1
「共生」によるくらしと経営の持続をめざして… 2
米流通の変化と米政策の抜本見直し……3～4
国産小麦の民間流通と産地の課題……5～6
ぶっくレビュー『農業の多面的機能』…… 7
あぜみち…… 8
虹のかけ橋…… 9
統計の眼「苦境にたつみかん農家と搾汁工場」…10
編集後記……10

寄稿

「共生」によるくらしと経営の持続をめざして

有限会社　共生の大地にいがた21
ＮＰＯ法人赤とんぼ　事務局長　石　井　正　一

米価の低迷が続き、稲作生産農家、なかんずく専業的稲作経営者の経営悪化は深刻である。これまでも知恵を出し、汗をかきながら何回もの苦境を乗り越えてきたが、それらは㈲共生の大地にいがた21（以下「共生の大地」）、ＮＰＯ法人赤とんぼ（以下「赤とんぼ」）の軌跡に凝縮されている。現状は未曾有の困難に直面しているということができるが、これまでの歩みを振り返って見ると、もはや行政や農協等に依存するだけでは局面は開き得ない、自らの主体的な取組みが不可欠であり、今、最も求められているものこそが生産者の主体性、自立性の発揮であるように感じるのである。

私たち新潟の専業的稲作経営者は、昭和五〇年代までは、農業専業で生活できることを目指して、ひたすら規模拡大を続けてきた。しかしながら昭和六〇年に食生活改善普及会（以下「普及会」）と出会い、その提携・交流をつうじて、消費者のことなど念頭になく、農薬・化学肥料を多投し効率性のみを追及してきた「近代農法」の矛盾に目覚めさせられることとなった。普及会は昭和二八年に結成され、当初、学校給食の合成保存料や添加物の禁止運動からスタートしたが、その後除草剤や空中散布の禁止運動、有機農産物等の共同開発・共同購入を展開してきた組織である。普及会との出会いを通じて私たち生産者は研究会を設置して、有機農業や農業経営のあり方等について研究と実践を積み重ねてきた。そして、平成九年には「四つの共生」（環境、消費者、世代間、良心的流通加工業者等との共生）という旗を掲げて、共生の大地を立ち上げ、共同活動を開始することとなったのである。

共生の大地は有限会社形態をとってはいるものの、利潤追求を目的とはしない非営利共同組織としており、独立した事務局を持ち、行政や農業団体に依存することのない自立した組織運営を心がけてきた。

現在、社員は県内の一四人の農業経営者によって構成されており、有機農産物等の共同販売や技術・農業資材開発等を行うとともに、年四～五回の研修会、合鴨農法で働いてくれた合鴨を使っての「鴨鍋を囲む会」の開催、酒造メーカーと提携して自らが生産した酒造好適米を使用しての地酒の開発等幅広い活動を展開している。

さらにＮＰＯ法が制定されたのに勇気づけられて、環境問題や有機農業への取組みを一段と強化・発展させていくため、平成一一年一一月赤とんぼを立ち上げた。赤とんぼは普及会と提携関係にある新潟有機農業研究会の一部会員の参加をも得て、二〇〇名もの生産者・消費者を社員とし、産・消提携による有機認証業務を開始した。

赤とんぼを登録認証団体としたねらいは、①自らの力量を常に磨いていく　②生産者自らが検査員資格を取得して、生産者の目で良心的検査を実施する　③学識経験者の判定によりチェックできる運営システムを構築する、に置いている。この一年間で新潟・富山・福島で生産者四七名（圃場面積約一〇〇ha）、小分け業者二件の認証実績をあげている。検査員にはいずれもボランティアで認証業務にあたってもらうことによって、認証手数料も低く抑えられていることから、生産者ひいては消費者の利益にも貢献できていると自負している。

これまでの経験をも踏まえれば、今の困難な状況を打破していくためには、安全・安心をベースに、消費者と一体となっての活動が求められ、このために保護を厚くすること以上に、規制等を緩和・撤廃して、知恵や創意工夫が十分生かせるような環境整備こそが望まれることを強く叫びたい。

http://www.akatonbo.or.jp

調査・研究ノート

米流通の変化と米政策の抜本見直し

一．はじめに

米価の下落・低迷により米生産農家の経営は苦境に陥っており、これまでの米対策は限界にきているとして政府、ＪＡグループとも生産調整対策、水田農業構造対策、流通対策を中心に総合的検討を行っている。本稿では米生産・流通等にかかる現状を整理し、現行の米政策を歴史的に位置づけるとともに、現在行われている米をめぐる議論の全体像をあきらかにする。（年度（産）は元号、それ以外は西暦で表示）

二．米価の推移と流通の変化

自主流通米の指標価格の推移をみてみると、本年一月二五日の指標価格は一六、〇一六円／俵で、前年同期の一五、八四七円／俵を若干上回っている。この一年間に限れば前年度価格をわずかに上回りながら推移している。しかしながら、さらに一年さかのぼった二〇〇〇年一月の指標価格は一六、七五六円／俵で、さらにその約半年前の九九年八月は一七、八二八円／俵となっており、一二年産米がボトムながらも、下落傾向が続いている。一三年産米は一二年産米を若干上回ってはいるものの基本的には底這い状態にある。

ところで、生産量に占める計画流通米の比率は、下落幅が小さくなってきたとはいいながらも依然低下を続けており、一三年産米についてはその比率はとうとう五〇％を切りかねない気配にある。

三．米政策の推移

＜食糧管理法以前＞

米取引は、大正中期までは完全な自由取引であったが、米の作況や経済状況によって大幅な価格変動や買占め・売り惜しみ等が生じ、これによって社会的混乱等を引き起こしてきた。こうした事態に対処するため、当初、米の流通と価格形成を自由市場に委ねつつ、政府が一定の介入を行ういわゆる間接統制方式が採用されてきた。

＜食糧管理法＞

しかしながら、この方式では米の需給管理が十分には行い得ないとして、一九四二年に政府が流通の相当部分を直接管理する食糧管理法が制定された。

食糧管理法は、制定時から戦後にかけての米不足時代には、限られた数量の米穀を国民に公平に分配することを重点に運営がなされてきたが、その後、次第に米需給が緩和するのにともない、「国民の主食である米を政府が責任をもって管理することにより、生産者に対してその再生産を確保し、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たす」という制度の基本は維持しつつ、より市場原理が働く制度となるよう運営管理がなされてきた。

＜新食糧法＞

その後、米過剰状態が慢性化する一方で、食生活の変化、内外価格差の拡大、不正規流通の発生、稲作経営基盤の脆弱化など、米穀の生産・流通・消費をめぐる情勢は大きく変化した。さらに九三年ガット合意にともないミニマム・アクセス米を受け入れることとなった。このため政府は、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化がはかられるよう食糧管理法を廃止し、九五年新食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）を施行した。これにともない政府の役割は、①生産調整の実施、②備蓄、③生産調整実施者からの米の買い入れ、④輸入米の運用、など部分管理に限定され、米流通は民間が主体となり、流通ルートは原則自由、価格もより需給を反映したものとなった。

四．新食糧法施行後の政策展開

新食糧法の施行後、米消費の減少やミニマム・アクセス米の流入等にともない、生産調整を拡大しても需給を均衡化できず、自主流通米の大幅な価格下落（六年産二一、四〇〇円／俵→一二年産一六、一〇〇円／俵）を招き、稲作総収入の落ち込み（稲作

所得七年二・九兆円→一二年一・九兆円）をもたらした。そして主業農家ほどその影響は大きく、粗生産額に占める主業農家の割合が他分野に較べてただでさえ低い稲作（主業農家の粗生産額シェア米三六％、野菜八五％、生乳九六％）の生産構造の再編をさらに立ち遅らせる状況を招いてきた。そして生産調整政策はもはや限界にある（一三年産生産調整目標一〇一万ha、転作率三八％）。

この間、幾重にもわたって以下のような政策が積み上げられてきた。すなわち、

○　新生産調整推進対策（九六～九七年）
「地域とも補償」による全員参加の生産調整／価格形成センターによる入札／一％基金による民間備蓄調整保管／計画流通助成による計画流通米確保対策

○　新たな米政策・緊急生産調整対策（九八～九九年）
転作率格差是正のための「全国とも補償」等水田営農確立助成／入札値幅制限廃止／価格下落を補填する「稲作経営安定対策」／備蓄運営ルール

○　土地利用型活性化大綱・水田農業経営確立対策（二〇〇〇年～）
麦・大豆等の本格生産にむけた団地化・土地利用集積等助成の強化／稲作経営安定対策の充実（特別支払い、担い手、計画外対策）／豊作分の別途処理

○　緊急総合米対策（〇一年）
緊急拡大追加助成／稲作経営安定対策にかかる補填基準価格の固定／緊急政府買い入れ／援助枠の設定／豊作分の別途処理／需給調整水田の導入

五、見直しの方向と争点

こうした政策の積み上げではもはや問題は解決できないとして、農水省が昨年九月次のような抜本見直しの方向を打ち出した。

○　水田農業の構造改革
地域の個性を活かした水田農業競争力強化のための対策の創設／生産調整対策及び稲作経営安定対策の見直し

○　需給調整対策の抜本的見直し
生産調整手法の見直し（ポジ数量管理への移行）／生産調整に係る助成金の見直し／機動的な出荷量・流通量調整の実施

○　稲作経営安定対策のあり方の見直し
担い手により焦点を当てた見直し／基準価格の取扱い

○　国による備蓄運営のあり方の見直し
備蓄の役割・機能の明確化と透明性の確保／適正在庫水準の引き下げ、年間販売数量の適正化等／買入・売却方法の弾力化による円滑な回転備蓄の実現

○　米流通システムの改革
計画流通制度の抜本的見直し／機動的需給調整と流通コストの低減（米流通システム改革促進対策）

○　消費者から信頼される米政策の実現
情報伝達基盤の整備／信頼できる情報の提供／多様な取引の促進

この見直し案に対してＪＡグループは、①稲作経営安定対策からの副業的農家の除外は容認できない②抜本的な見直しを一四年産米から実施するのは性急すぎる③生産調整に関する不公平感払拭措置が盛り込まれていない、等を理由に強い反対の意向を示している。

ＪＡグループの反対・見直し要請を受けて与党自民党は「現場での理解と納得が必要」であるとして、米政策の抜本的見直しを一五年度以降に先送りすることとした。これをうけて食糧庁は「生産調整に関する研究会」を設置し、この三月には論点・課題の整理を行うこととしている。

一方、ＪＡグループは、水田農業対策本部委員会のもとに小委員会、専門委員会を設置し、国の検討と併行して組織討議案をとりまとめていくこととしている。

六　おわりに

水田稲作は、一段のグローバル化、市場化が避けられない中で、日本農業の根幹であると同時に、農村文化や景観等を育み、日本文化の基層をなしてきたのである。ＷＴＯ交渉での我が国の食糧安全保障と多面的機能の発揮を強調していく我が国戦略とも一体となった、日本農業の行方を決定的に左右する重要問題であると認識せざるを得ないものである。当研究所としても、本件について、独自に検討を進めていきたい。

（蔦谷栄一）

調査・研究ノート

国産小麦の民間流通と産地の課題

はじめに

小麦の生産については、近年増加傾向にあり、一二年産で六八八千トンにまで回復した。特に転作を中心とした作付けが増加しており、食料・農業・農村基本計画における平成二二年度の生産努力目標である八〇〇千トンに近づく水準に達している。

国産小麦は従来、大部分が政府に売却され、政府が定められた売渡価格で実需者に売り渡すという方式が行われてきた。平成一〇年に決定された「新たな麦政策大綱」に基づき民間流通への移行が推進され、平成一三年産では三七道府県が取組むなど国内産麦はほとんどが民間流通となった。

本稿では、「新たな麦政策大綱」に基づく主要施策の見直しと産地の状況について概観し、現状での課題について若干の整理をおこなった。

一．麦政策大綱の主要施策

㈠入札取引の実施

民間流通の仕組みについては、生産者、実需者、行政を構成員とする民間流通連絡協議会で検討が進められ、毎年具体的仕組みが決定される。入札取引の実施は国産小麦の民間流通への移行を象徴するものであるが、これまでに一二年産で一回、一三年産で二回、一四年産で二回実施され、入札取引の仕組みが固まりつつある。

一四年産入札については特に、需給のミスマッチ解消に向けた取組み、入札における値幅制限の在り方、流通コストの三点が協議の中心となった。これを受けて一三年八月に二回の播種前入札が実施されたが、主産地の主要銘柄が軒並み値幅制限の下限に近い水準となり、産地にとって極めて厳しいものとなった。

㈡麦作経営安定資金

麦作経営安定資金の創設は、民間流通移行とともに施策の基幹部分を構成するもので、生産の維持には麦作経営安定資金に依存せざるをえない面を持つ。

小麦の政府売渡価格については、国内産麦に対する財政負担と外国産麦の売買差益との収支に赤字が生じないよう設定することを基本とするいわゆる内外麦コストプール方式により算定されている。「新たな麦政策大綱」においては、民間流通が定着するまでの間政府買入の途を残すが、政府買入が不要となった際には、新たな算定方式に移行することを予定している。

麦作経営安定資金の原資は、内外麦コストプールによって確保されており、その動向如何によっては、わが国の麦作振興が大きな影響を受けることとなる。

二．国産小麦の主産地の概況

㈠北海道における畑作輪作

北海道における小麦の生産は、麦作生産振興対策と水田利用再編対策の推進によって作付面積が拡大し、北海道農業における基幹作物として定着している。北海道の畑作は、麦類、馬鈴薯、甜菜、豆類が柱となっており、連作障害を防ぐため、これらの作物による輪作体系が極めて重要である。

北海道においては九五％以上が秋播き小麦である。品種的にはホクシンの作付けが九〇％を越えている。ホクシンは収量が安定し、病気に強く、穂発芽の被害も少なく主力品種として優れている。春播き小麦ではハルユタカが主力品種で、約六千ha栽培されている。特に小規模な製粉企業や二次加工メーカーに需要があるが、単収が低く、生産意欲につながっていない。

北海道では生産性の高い土地利用型農業が営まれ、低コストで品質の安定した小麦が生産されており、わが国最大の小麦供給基地となっている。特に合理的な輪作体系での畑作営農をはかる上で不可欠の作物となっているが、主力品種であるホクシンについて需給のミスマッチが顕在化してきている。

㈡北関東の水田二毛作と転作

群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県は北関東の麦作地域で、麦作農家は、米と小麦という営農形態が一般的である。水田の裏作（二毛作）か、休耕田で栽培しているケースが多く、品種的には農林六一号が主体である。

北関東の麦作については、担い手を主体として生産性の高い営農が志向されているが、麦は粗収入が低く、米・麦兼営で農業所得を確保している。

北関東各県産小麦の場合、一定の実需があるものの、麦の供給過剰による影響がでてきている。主力の農林六一号についても、値幅制限の下限近い水準での入札となっている。五％ずつ下がっても、生産者には相当影響がでる状況にある。

三　麦作振興と産地の課題

㈠麦の需要構造と入札取引

小麦は約八四％が小麦粉に加工されて消費され、製粉という過程を経る割合が高い。一方、製粉業界は大手製粉会社のシェアが高く、大手四社で七〇％を占める寡占構造にある。入札取引には製粉会社の影響が大きく、大手製粉会社の需要動向が入札結果を大きく左右する。

例えば、北海道の小麦は、関東、近畿、東海地区を中心に移出されており、大手製粉会社に対する供給が大半を占める。北海道の主力品種はホクシンで主にうどん用などに消費されている。

内外麦コストプール方式では、国産小麦の増加は製粉会社のコストアップ要因となるため、製粉会社は値幅制限の下限で入札するという行動となっている。

㈡多品種化への対応

産地・銘柄別入札制の導入や農業試験場の独立行政法人化などもあって、今後小麦の多品種化が進むとみられる。

新品種の導入には、遺伝特性等の基本調査、系統適応や地域適応による選抜、現地試験や試験栽培等のプロセスを要し、導入までには相当の年月を要する。特に主力品種については一〇年のタームでみる必要がある。

品種の導入にあたっては、加工適性とともに、耐病性や収量等の農業特性が重要な要素となり、農業特性の劣る品種では生産者はつくれない。また、乾燥・調整施設の制約もあり、優良品種数種というのが現実的なところである。品種については、主力品種と他用途に応じうる品種の両面で捕らえる必要があり、農業特性の優れた品種への選抜が重要である。

また、実需の面からも、量的供給力があり品質の安定した小麦に最も需要があり、過度に多品種化に走るより、むしろ地域の優良品種として柱となる品種を育成することが必要である。

㈢収量変動への対応と生産対策

わが国の麦作の場合、収穫期が梅雨の時期に重なり、穂発芽による被害に見まわれるという宿命をもっており、農業共済制度の役割が重要である。農業災害補償法が改正され一三年産麦から適用となるが、減収や品質低下に伴う生産金額を補填する災害収入共済の充実が必要である。

麦作は食料自給率を維持・向上させる観点からも、水田転作作物としても極めて重要な位置付けにある。麦作振興には生産性向上に向けた総合対策や畑作総合整備、基盤整備等の生産対策の充実が不可欠である。

四　むすび

民間流通への移行は、国内産麦の生産、流通にとって一定の効果を発揮し、画期的な施策であった。特に入札取引を通じて、産地銘柄別の需要動向や品質評価を反映した価格形成をはかり、生産者に実需の動向を伝達し、生産対応への努力が具体化するなどの効果が期待されている。

しかしながら、国内産麦の需要構造から買い手側の購買力が取引価格に大きく影響するため、生産抑制的価格が形成され、民間流通は結果的に麦作振興と相反する結果に帰結してしまう。麦作振興と民間流通を両立させていくためには、むしろ国産小麦の政府買入を積極的に位置付けることが現実的な選択といえる。実需に過剰感が生じる中、どのようなビジョンで民間流通を位置付け、麦作振興をはかっていくか一つの転機を迎えているといえよう。

（鴻巣　正）

ぶっくレビュー

『農業の多面的機能』

ＯＥＣＤ著（農山漁村文化協会）

日本はＷＴＯ農業交渉において、農業は経済的機能以外の多くの機能（多面的機能）を有しているとして、農業に対する無制限な自由貿易原則の適用を批判し、貿易ルールを各国の農業が共存するようなものにすべきであると主張している。

経済学（新古典派経済学）には、市場経済は経済の効率化をもたらし国民の経済厚生を向上させるという考え方（パレート最適原理）があり、自由貿易理論は貿易に対する規制は市場（貿易）を歪め望ましくないとしている。ＷＴＯ（ＧＡＴＴ）は、この自由貿易理論に基づいてこれまで貿易自由化を進めてきた。しかし、自由貿易理論は完全競争市場という現実にはない特殊な仮定に基づいた理論であり、その一つとして外部経済、公共財の無視がある。日本の主張する多面的機能論は、農業には外部経済や公共財としての側面があるとして、自由貿易主義の修正を主張するものである。

日本では、農林業は国土保全機能、環境保全機能、社会安定化機能等、食料・木材生産以外の機能を持っていると考えている国民は多く、農業・林業の多面的機能を貨幣評価すると数十兆円あるというような計算結果については多少の疑問を感じたとしても、日本に農林業がなくなってもよいと考えている国民はそれほど多くはないと思われる。しかし、国際的には、多面的機能論に理解を示す国がある一方で、多面的機能論は農業保護の新たな口実に過ぎないと批判する国がある。

ＯＥＣＤはこれまで一〇年以上にわたって農業・環境・貿易の相互連関に関する研究を行なってきたが、本書はＯＥＣＤが九九年から行なった「農業の多面的機能」に関する研究の成果を整理したものである。

本報告書は大きく二つの部分から構成されている。一つは、農業生産と多面的機能の関係を整理した部分であり、多面的機能が農業生産と一体であるならば農業生産の縮小が多面的機能の低下をもたらすが、もし一体でないのであれば、農業政策（貿易政策）と分離（デカップル）して多面的機能だけに焦点を当てた別の政策により解決できるとしている。もうひとつの部分は、農業の外部経済（不経済）、公共財について整理したものであり、多面的機能と貿易との関連も考察している。

本書の大きな特長は、公共経済学を中心に近年の新しい経済学の分析手法を多く取り入れていることであり、その点で、経済学の訓練を受けた専門家以外には理解するのがやや難しい内容になっている。また、日本では農業の外部経済（環境保全機能、国土保全機能等）のみを議論しており、しかも、それを主に農業の研究者が行なっているためどうしても我田引水になりがちであるが、本報告書は農業の外部不経済（環境負荷等）についても議論しており、その意味で客観的で多面的な分析になっている。

ただし、本書の結論はそれほど明快ではない。この問題は国、条件によって大きく異なり、単純化できない複雑な問題であるということであろう。いずれにせよ、本書は問題点を整理し今後の課題を提示したという意味で貴重な成果であり、今後のＷＴＯ交渉にも影響を与えることになろう。

なお、日本の主張する農業の多面的機能論は理解できるにしても、農業には環境に負荷をかけている側面もあり、今後日本では、環境に負荷をかけない農法や粗放型畜産を支援するような政策（農業環境政策）の本格的導入が求められているといえよう。

（二〇〇一年九月、一九六頁、四、六〇〇円）

（清水徹朗）

あぜみち

◆私の住む智頭町は全国でも有名な林業の町です。民有林一七、二三〇haのうち、人工林は一三、五二三haで、人工林率七八・五％です。農業との複合経営で、美林を育て、長伐期大径木を志向しており、昭和三〇年代空前の木材バブルを経験しました。伝統的に林家は殆んど立木売りで、素材業者に商いをしています。

ところが今日、外材のシェアは八二％以上を占め、指標である杉中目材の相場は、一万三千円／㎥となり、山元立木価格は限りなくゼロに近づいてきました。

我町も林道網の整備、機械化の推進、若年労働力の確保等、真正面から改善に取組んでいますが厳しい現実に直面しています。

我家は昭和五〇年代前半よりバックホウを購入し、自力で作業道を開設し、ha当り一〇〇mの路網を完成させました。高樹齢林内の抜き切り、市場調査、受注生産など工夫を重ねながら町内にある原木市場へ毎回（月三回）夫婦で出材していますが、材価の下がった分出材量を増やさざるを得ません。林業研究会メンバーで話し合い、県当局とも相談し将来像を模索しています。林業機械の共同購入、モデル林の設置、都市との交流等です。

昨秋鳥取市の方々が三回視察に来られ、小学生の目の前で杉を伐倒しました。お母さん達がさかんにシャッターを切り、子供達は歓声を上げていました。日常生活の中で林業分野への関心はとかくうすれがちです。

公民館で昼食を取りながら、国産材の内装材利用、一級建築士との交流、森源流を訪ねる企画等意見交換会をしました。

私達林研会員の中に、製材所を経営されている方がおられ、展示モデルハウスを智頭杉で完成されました。一二〇年生杉原木の家の提案です。林業は息の長い仕事です。

木のある暮らしを自信を持って発信できるよう今年も努力していきたいと思っています。

（鳥取県智頭町　赤堀完治　林業）

統計の眼

苦境にたつみかん農家と搾汁工場

みかんの需給調整については、果汁、缶詰といった加工用仕向けが重要な役割を果たしてきた。みかんは隔年結果現象が顕著であり、豊作年と不作年の格差が大きく、主に果汁として搾汁し国内生果の需給調整をはかってきた。

果汁は輸入制限品目であったが、段階的に輸入枠が拡大され、その後品目別に輸入自由化がおこなわれていく。昭和六一年のグレープフルーツ果汁を契機として、平成二年にはりんご、ぶどう、パイナップル果汁と順次品目が拡大され、平成四年にはオレンジ果汁の輸入が自由化された。輸入自由化によって、加工向は量的にも急速に減少し、需給調整機能を果し得なくなってしまった。

このため、生果そのものを需給調整の対象とする施策に大きな政策転換がなされた。現在、果樹農業振興については、「果樹農業振興基本方針」が策定され、これに基づいて新たな施策が実施されている。

特に、国内果実の中心である温州みかんとりんごについては、平成一三年度から産地・生産者による需給調整対策と経営安定対策が実施されている。需給調整については、農林水産省が示す適正生産出荷見通しに基づき、全国、都道府県、産地の各段階ごとに適正生産出荷目標と生産出荷計画が策定され、生産調整が実施されている。

生産調整の実施にも関わらず、価格的には極めて厳しい状況が続いており、昭和五〇年代の水準に戻ってしまったといってもよい。生産費を賄うにも厳しい水準で、生産農家は苦境に立たされている。

加工原料用価格についても、諸経費を除いた農家手取がゼロに等しい状況で生産農家の摘果の手間にもならず、放置されている樹園もでてきている。搾汁工場は稼働率も確保できず、もはや限界に達している。

みかん農家や搾汁工場は輸入自由化によって最も深刻な打撃を受けた典型であり、その帰結は、経営安定対策の財源不足となって重くのしかかってきている。

（鴻　巣）

みかんの用途別仕向量

（単位：千トン）

年	収穫量	生食	加工		
				果汁	缶詰
昭.50	3,665	2,884	762	537	225
55	2,892	1,984	888	590	298
60	2,491	1,768	696	496	200
平. 2	1,653	1,288	352	243	109
7	1,378	1,194	178	105	73
10	1,194	1,078	113	78	35
11	1,447	1,165	277	232	45
12	1,143	1,023	114	86	28

資料：農林水産省生産局果樹花き課調べ
（収穫量のみ公式数値）